

[事案 2024-135] 学資金支払手続無効請求

・令和 7 年 3 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

無断で学資金支払手続が行われたことを理由に、手続の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 10 月に契約した学資保険について、以下等の理由により、学資金の支払いを無効として、本契約の積立金に戻してほしい。

- (1) 学資金請求書の署名は、自分がしたものではない。
- (2) 学資金請求書の署名が、離婚協議中で別居している妻が行ったものだとしても、自分が代筆を認めることは絶対にあり得ない。
- (3) 保険会社が、自署であるかの確認等を行っていれば、このようなトラブルは起こらなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約が満期を迎えたため、申立人の登録通信先に学資金請求書を送付した。
- (2) 当社に到達した学資金請求書には、申立人名義の署名があり、学資金の支払先には申立人の保険料振込口座が指定されていたため、正当な権利者からの請求と判断して、申立人名義の指定口座に支払った。
- (3) 学資金請求書の署名の筆跡は、申立人の契約関係書類の筆跡と一見して違うものではない。
- (4) 仮に申立人の自署でないとしても、上記のとおり相当な注意を尽くしており、当社からの支払いは、民法 478 条の類推適用により有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、学資金請求書の署名が申立人本人のものか、申立人主張のように別居中の妻によるものかを明らかにするためには、別居中の妻等、第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、裁定審査会の手続において明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。